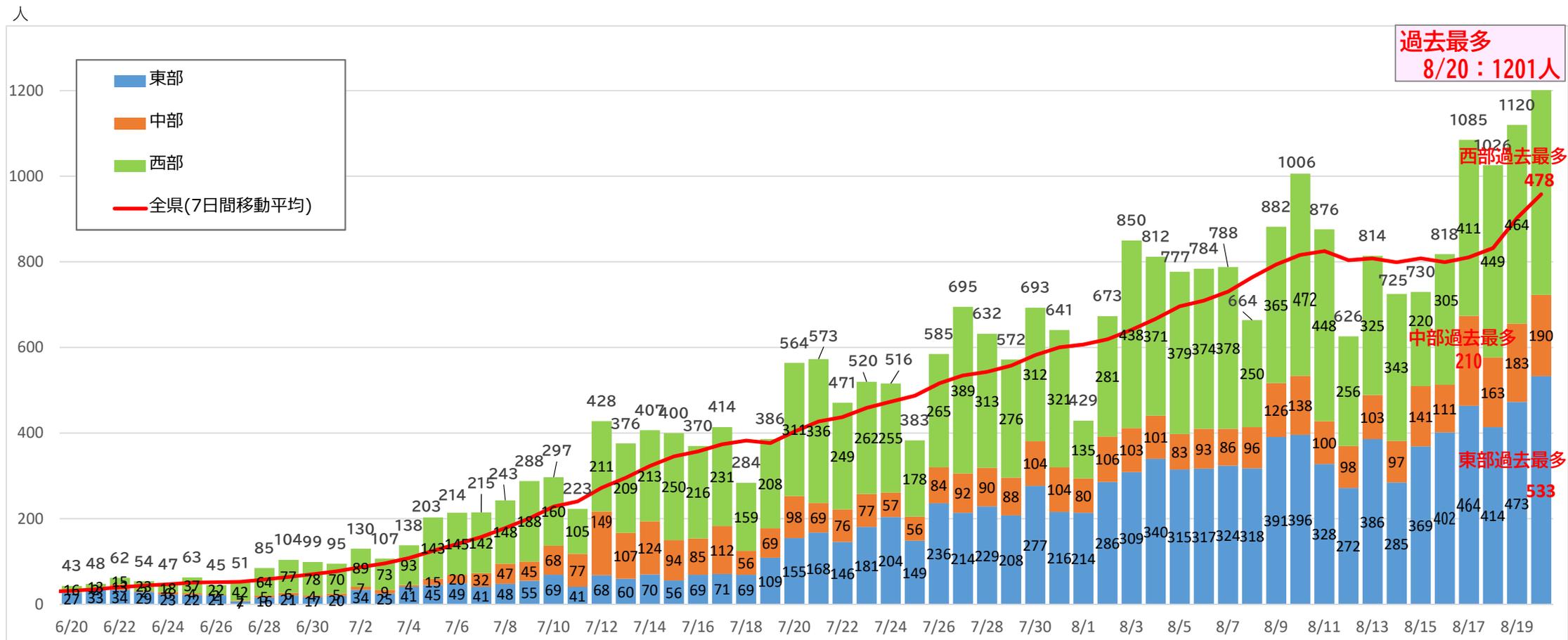


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第255回）

- 日時：令和4年8月20日（土）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



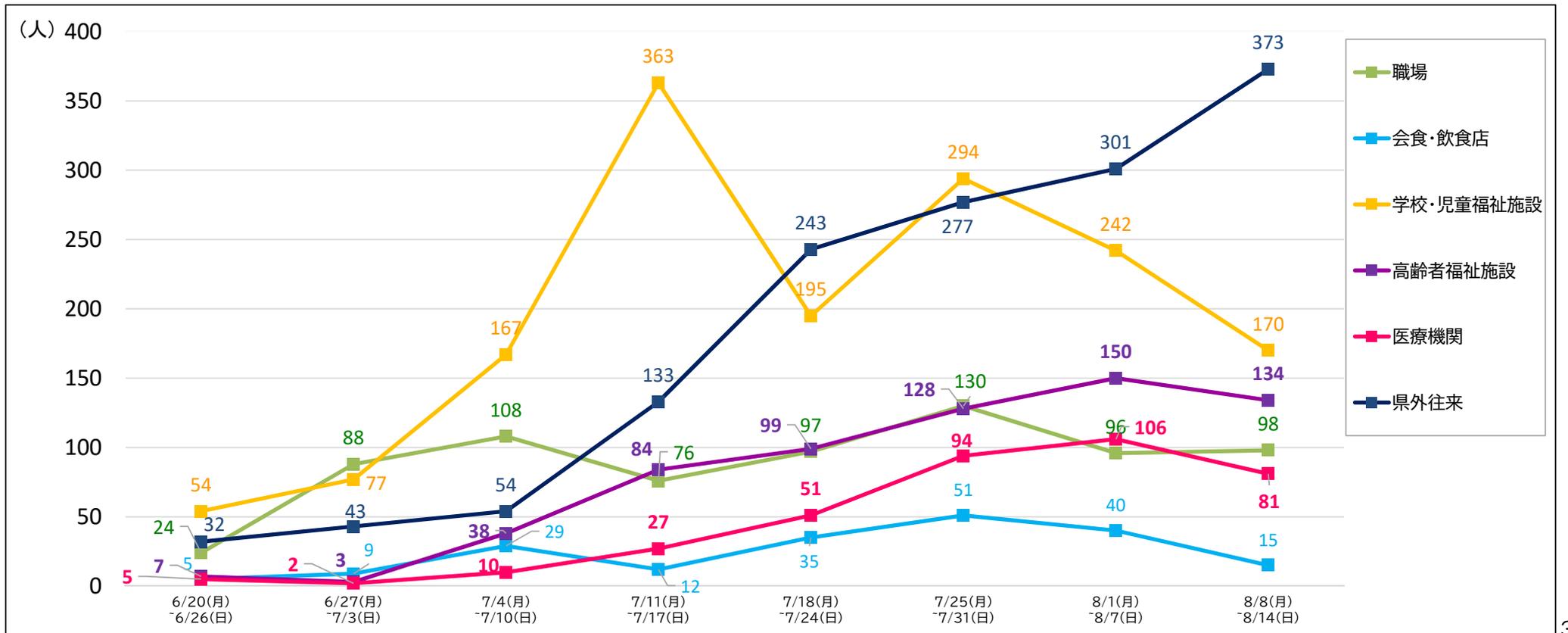
6/20～8/20保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	10,807	4,574	14,067	29,448

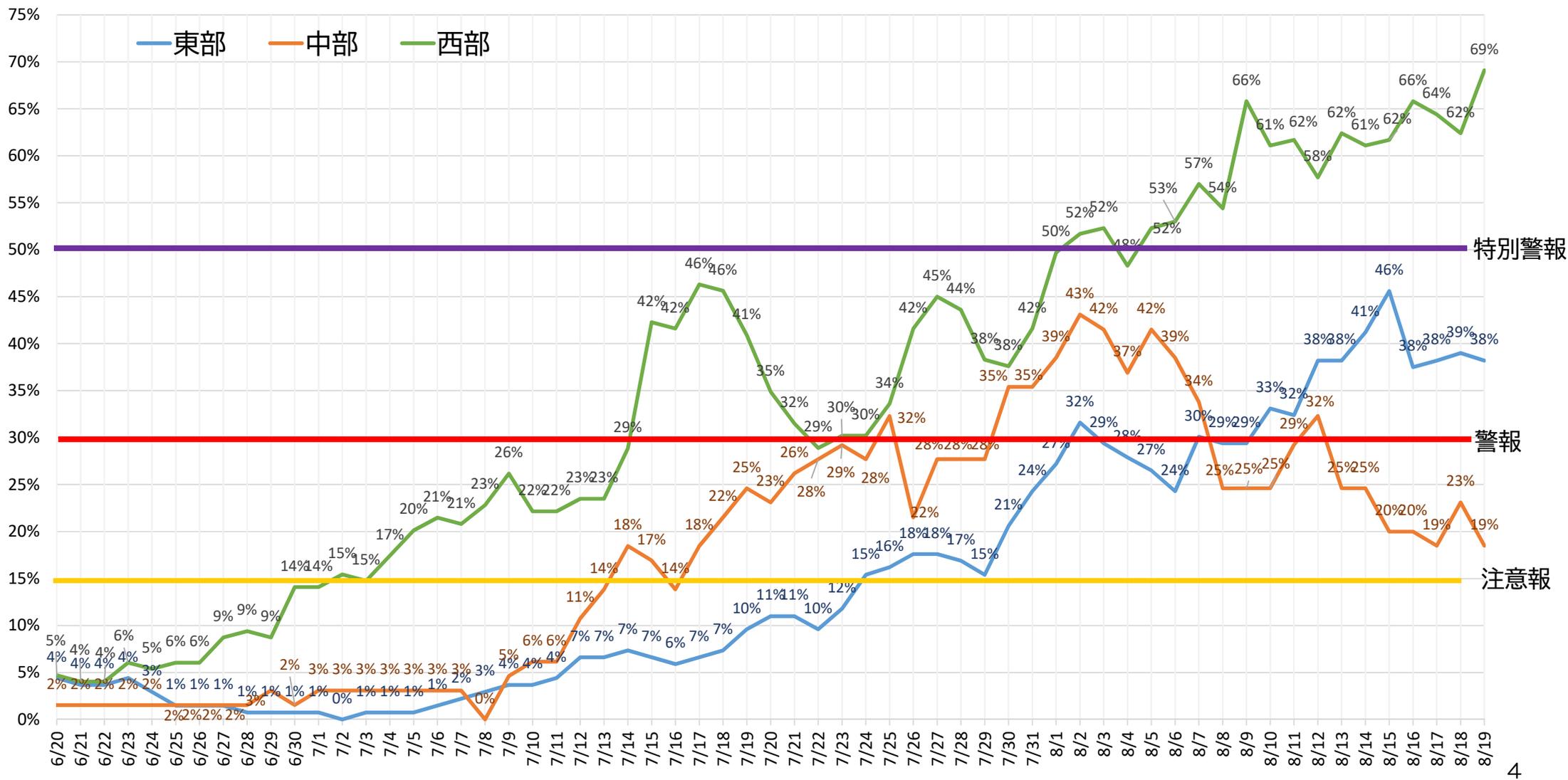
推定感染経路別の推移

【公表日ベース】

- ▶ 県外往来が要因とみられるものが増加
- ▶ 高齢者福祉施設や医療機関で引き続き感染が多い
- ▶ 学校・児童福祉施設は、夏休み期間のため減少傾向であるが、保育所や児童クラブ、部活動での感染拡大が見られる



病床使用率の推移



一人ひとりが命を守る行動をとりましょう！

過去一番うつりやすいウイルスが猛威を振るい、新規感染者数が日々最多を更新する厳しい状況となっており、特に西部地区では病床使用率が7割に迫るなど医療への負荷が急速に高まっています

感染爆発を避けるため、今まで県民を挙げて取り組んできた基本的な感染防止対策をレベルアップしましょう

基礎疾患のある方や高齢者など重症化リスクの高い方は、発熱などの症状があれば、速やかに医療機関を受診して命を守る行動をとりましょう！

- ✓ 夏休み後の学校再開にあたっては、体調不良の場合は登校自粛の徹底を
- ✓ 屋外のイベントでも密を避けるなど基本的な感染防止対策を徹底を
- ✓ イベント後も大騒ぎをしないなど、感染拡大を起こさない行動を
- ✓ 一気に広がる感染機会であるエアロゾルを意識した換気の徹底を
- ✓ 正しいマスクの着用、密を避けるなど基本的感染防止対策の徹底を
- ✓ 県外往来の際は、往来前後に積極的な無料検査の受検を
- ✓ 宴席・会食時は大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底を

保健所の応援体制

感染者の急増に対応できる応援体制により、保健所機能を維持

✓ 現地応援のため、本庁から各保健所への派遣職員を順次増強

※「**コンタクトセンター**」の対応職員・回線を増やし、**相談
対応体制を強化**

✓ 保健所応援特別強化期間(8月中)は、可能な限り通常業務を先送りし、全職員を挙げて保健所業務応援を実施中

✓ 米子保健所への緊急応援体制の構築

○**現地応援業務** ⇒**感染急拡大期に対応した特別体制に伴い派遣職員を増強**

- ・機能別クラスター対策チームの派遣
- ・陽性者向け「コンタクトセンター」への応援派遣
- ・鳥取市保健所管内の陽性者増に応じて必要な人員を県から派遣 等

○**県庁におけるリモートによる応援業務** ⇒**本庁等の全職員体制で実施中**

- ・疫学調査の電話聞取
 - ・在宅療養者の健康観察
 - ・療養証明発行業務
- ※各業務の外部委託化を引き続き推進する

検査証明、療養証明の発行依頼はお控えください！

医療機関、保健所の業務がひっ迫しています！各事業所の皆様の御協力をお願いします。

- ◆ 療養に際して、従業員から医療機関や保健所が発行する検査証明書を求めないこと
- ◆ 療養期間経過後、従業員が職場復帰する際に、陰性証明のためのPCR検査を求めないこと
- ◆ 来訪者に医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないこと

⇒8月19日に、各商工団体を通じて事業所宛てに協力依頼文書を発出。

○My HER-SYSで療養証明書を発行することができます。

〔証明書サンプル〕



①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。



②対象者が療養証明を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明を表示する」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。



③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。



イベントにおけるクラスター防止緊急対策

人が集まるイベントの開催に当たっては、開催について慎重に判断し、準備段階から感染防止対策の徹底をお願いします。
※イベント前後の会合等についても万全の感染対策をお願いします。

1 人の集まるイベント開催の慎重な検討

- ・ 換気が難しい・密回避ができない等、感染対策が十分に徹底できない場合は、延期・中止・規模縮小等の検討
- ・ イベント前後の会合における万全の感染防止対策の徹底(特に会食を伴う場合は認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底)

2 準備段階を含めた感染対策の徹底・強化

①来場者への対策

- ・ 屋台・出店等での密集回避や入場制限、入場時の検温(発熱等の症状がある者の参加を断る)
- ・ 来場者へマスクの常時着用・大声を出さないなどの呼びかけを強化(屋外で十分な距離が確保できる場合を除く)

②換気の徹底

- ・ 屋内イベントについては、広めの会場で十分な換気対策(換気扇による常時換気、エアコン使用時も窓開け換気)
- ・ 控室・更衣室を含めエアコン使用時の窓開け換気の徹底

③出演者・スタッフの対応

- ・ 出演者・スタッフの体調確認・体調不良時は参加させない
- ・ 県外からの出演者は、来県前にPCR検査の受検を推奨

3 届け出の徹底

- ・ 100人以上のイベント開催は県への感染防止安全計画の届出(500人以上のイベントは県による事前点検を実施)

イベント前後の会食など人が集まる場面の感染対策の徹底

お店や自宅での会食など、人が集まる場面での換気や黙食・マスク会食等の感染対策を徹底してください

イベント前後の会食など人が集まる場面の感染対策のポイント

- **ご家庭でもお店でも**エアコン中も換気の徹底を
 - ・ エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を！
 - ・ 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に！
 - ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的！
- **大人数を避けるなど**密は絶対避ける
 - ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう！
 - ・ ホームパーティでも、密にならないような規模（人数・部屋の広さ）での実施を！
- **黙食・マスク会食の徹底**
 - ・ 親しい間柄でもパーティションを外したり・大騒ぎは控えてください！
 - ・ 乾杯・回し飲みは控えましょう！
- **無料検査や体調管理による**感染の流入防止
 - ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
 - ・ 夏休み・お盆等で普段合わない友人等との会食前には検査で陰性確認を

学校安心環境の構築

- ・ 来週から多くの学校で夏休みが終わり、順次学校が再開します。
- ・ 学校内での感染拡大を防止するため、少しでも体調に違和感を感じたときは、決して無理に登校するのではなく、勇気をもって学校を休みましょう。

◆対策の重点ポイント

◎健康観察等のより一層の徹底

- 体調不良・風邪症状等の場合は絶対に登校・出勤せず、速やかに医療機関を受診
- 県外往来等、感染の不安がある場合は、無料PCR検査を積極的に利用



◎エアロゾル感染防止に向けサーキュレーター等を使用し空気の流れを確保した換気の徹底

- 授業中 → 常時窓等を開けて空気の流れを確保し、数分間の窓開け換気の実施を徹底
- 部活動 → 体育館における活動においても、適切な換気を徹底

◎授業や学校行事等における密を徹底的に回避

- 学校祭、球技大会等は、感染防止対策を徹底して実施（無観客）
- 感染防止対策が徹底できない場合は延期又は中止

学校安心環境の構築

- ・夏休み中、部活動やスポーツ大会などで感染拡大が多数発生しています。
- ・学校が再開した後も、部活動等における感染防止対策の徹底を図りましょう。

◆部活動への対応

◎感染症対策ガイドラインに沿って、より一層の感染防止の徹底を図る

- 活動中以外のマスクの着用を徹底（休憩中、ミーティング中 等）
- 体育館における活動においても、適切な換気を徹底
- 部室等利用時の感染防止対策の徹底（利用人数、換気、飲食禁止や会話を控える等）

◎活動時間の短縮の検討・実施

◎共用物の定期的な消毒の徹底

◎スポーツにおける接触する練習等の回避を検討・実施

◎特別警報の場合は、県外の学校との練習試合等について、延期又は中止の検討



みなさんの力で救急医療を守りましょう

新型コロナウイルスの感染拡大で、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出ています。医療機関の適切な利用にご協力ください。

[通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

[症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

受診相談センター 0120-567-492(毎日9時から17時15分) ファクシミリ 0857-50-1033

その他の時間:東部 0857-22-8111、中部 0858-23-3135、西部 0859-31-0029

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

無料検査(PCR検査等)の延長

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内99ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:41ヶ所、中部:24ヶ所、西部:34ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査事業は9月30日まで実施**しますので、ご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が予想を上回る勢いで急拡大していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しています。

高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。

また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～

「鳥取県版 新型コロナ警報」（8月19日現在）

西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区	警報	8/2～
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(8/19)> 東部(38.2 %)、中部(18.5 %)、西部(69.1 %)
⇒西部地区は、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（8月19日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,211.6人 (6,705人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	47.7% (167/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	2.1% (1/47床)	—	50%	

参考指標	数値(8月19日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,358.0人 (7,515人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	32.8% (6,705人/20,446件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが8/19（金）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
336	高齢者福祉施設	○	鳥取市	25名	8/13～18
337	社会福祉施設	○	鳥取市	14名	8/12～18
338	スポーツ大会（催物）	—	鳥取市	41名	8/14～16
339	高齢者福祉施設	○	米子市	7名	8/11～17

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、宿泊療養または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（336例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員25名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、施設管理者は、施設の性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（337例目）

社会福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員14名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、施設管理者は、施設の性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（338例目）

スポーツ大会（催物）

陽性者数	催物の行われた場所
大会関係者41名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 催物の主催者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、催物の主催者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、大会開催以降、活動を行っていない。

公表について（第7条）

- 催物の主催者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（339例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員7名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、施設管理者は、施設の性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

＜ところとからだの相談窓口＞

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392